

東京都市計画第一種市街地再開発事業の変更（東京都決定）

都市計画六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名 称		六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 11.0 ha			
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	放射 2 2 号線	別に都市計画において定めるとおり。	整備済（都道 412 号線）
			環状 3 号線	別に都市計画において定めるとおり。	整備済（主要地方道 319 号線）
			補助 1 0 号線	別に都市計画において定めるとおり。	区域内整備済（区道 1105 号線）
		区画道路	連結側道－A	幅員 6～16 m、延長 約 240 m	新設（主要地方道 319 号線（環状 3 号線）に沿って新設）
			連結側道－B	幅員 6～18 m、延長 約 250 m	新設（主要地方道 319 号線（環状 3 号線）に沿って新設）
			地区幹線道路	幅員 16 m、延長 約 390 m	新設
			区画道路 1 号	幅員 3.6～17 m、延長 約 100 m （全幅員 8～17 m）	拡幅（既存区道 429 号線の 0～1 m 拡幅） 及び新設
			区画道路 2 号	幅員 8 m、延長 約 100 m	拡幅（既存区道 429 号線の約 2 m 拡幅） 及び新設
	区画道路 3 号	幅員 8 m、延長 約 430 m	拡幅（既存区道 435 号線の約 3 m 拡幅） 及び新設		
	区画道路 4 号	幅員 6 m、延長 約 90 m	拡幅（既存区道 857 号線の 0～1 m 拡幅）		
公園及び緑地	公 園	公 園	面積 約 1,500 m ²	新設（既存の公園等の拡張整備）	
その他の 公共施設	広 場	立 体 広 場	面積 約 1,600 m ²	新設（連結側道－A・B の上部に新設）	

建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度 (以下の地盤面からの高さとする) ① TP31m ② TP16m ③ TP20m ④ TP21m ⑤ TP15m ⑥ TP30m	備考
	A	約 3,700 m ²	約 24,500 m ² [約 21,700 m ²]	・事務所 ・店舗 ・駐車場	高層部 : 80m ① その他-1 : 40m ① その他-2 : 40m ①	
	B	約 39,400 m ²	約 546,700 m ² [約 479,800 m ²]	・事務所 ・店舗 ・ホテル ・スタジオ・文化施設 ・公益施設 (地域冷暖房施設、中水道施設等) ・駐車場	高層部-1 : 240m ① 高層部-2 : 110m ① 高層部-3 : 80m ② 中層部-1 : 60m ① 中層部-2 : 50m ① 低層部 : 40m ① その他-1 : 20m ① その他-2 : 10m ③	
	C	約 12,000 m ²	約 157,700 m ² [約 111,100 m ²]	・住宅 ・事務所 ・店舗 ・寺院 ・駐車場 ・公益施設 (防災用備蓄倉庫等)	高層部-1 : 160m ④ 高層部-2 : 90m ⑤ 中層部-1 : 60m ④ 中層部-2 : 50m ⑥ その他-1 : 20m ④ その他-2 : 20m ⑥ その他-3 : 5m ⑥	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積		整備計画		
	A	約 6,600 m ²		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に広場、歩行者通路、緑地を確保する。 壁面の位置の後退により、歩行者空間を確保する。 A街区及びB街区間に車路等の自動車動線を確保する。 		
	B	約 57,200 m ²				
	C	約 21,000 m ²				
住宅建設の目標		戸数	面積	備考		
		約 840 戸	約 118,700 m ²			
参 考		再開発地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。				

「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

[理由]

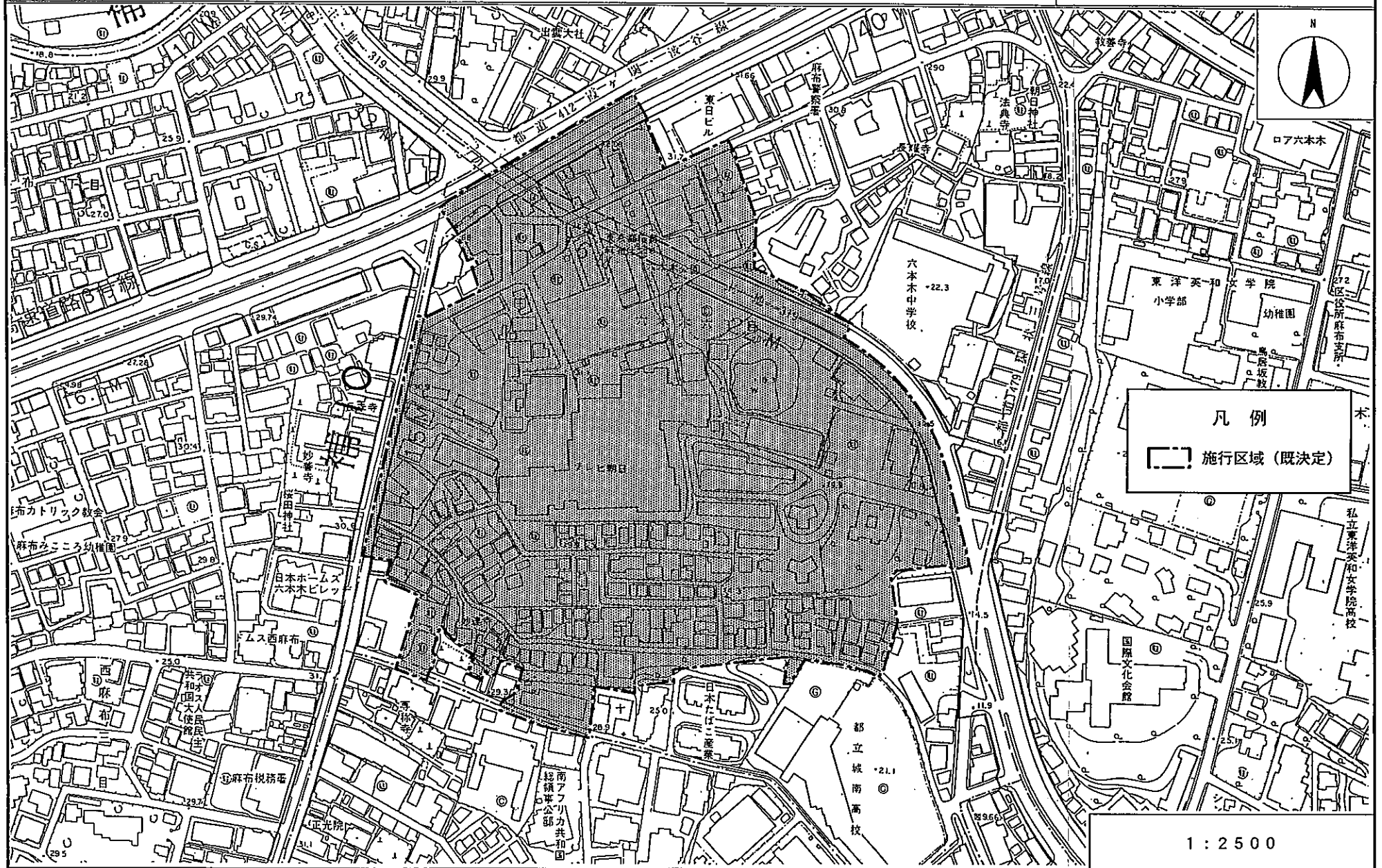
区画道路の線形を変更することにより地域交通の円滑性の向上を図るため、第一種市街地再開発事業を変更する。

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図 1

施行区域図

〔東京都決定〕

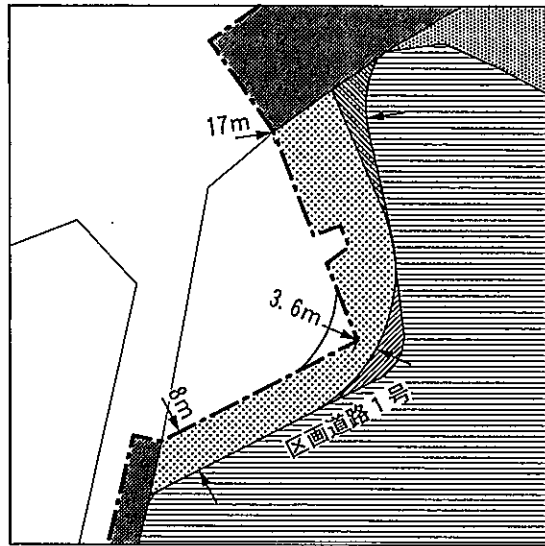


1 : 2 5 0 0

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
 六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図 2

公共施設の配置及び街区の配置図
 (東京都決定)



区画道路1号拡大図 S=1:1000

- 凡例
- 施行区域
 - 街区区分線
 - 街区 (A, B, C)
 - 都市計画道路 (放射22, 環3, 補10)
 - 連結側道-A, B
地区幹線道路
 - 区画道路 (1号~4号)
 - 新たに道路に
編入される部分
 - 道路から除外
される部分
 - 公園
 - 立体広場
(道路の換気採光等に必要
な開口部を設ける)
- 拡大図参照

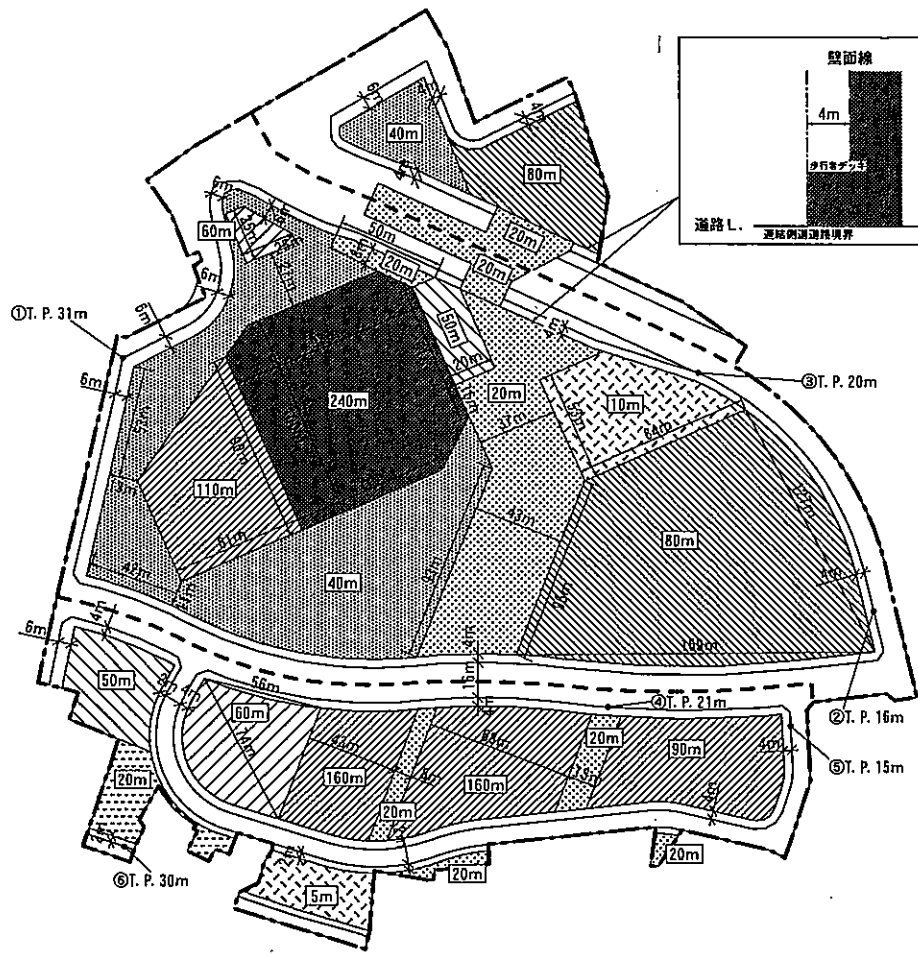
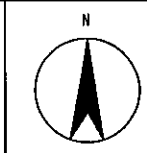


1 : 2 5 0 0

東京都計画 第一種市街地再開発事業
六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図 3

建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度
〔東京都決定〕



凡 例			
	施行区域		
	街区区分線		
A街区			
	高層部 高さの限度 80m①		その他-2 高さの限度 20m①
	その他-1 高さの限度 40m①		
B街区			
	高層部-1 高さの限度 240m①		中層部-2 高さの限度 50m①
	高層部-2 高さの限度 110m①		低層部 高さの限度 40m①
	高層部-3 高さの限度 80m②		その他-1 高さの限度 20m①
	中層部-1 高さの限度 60m①		その他-2 高さの限度 10m③
C街区			
	高層部-1 高さの限度 160m④		その他-1 高さの限度 20m④
	高層部-2 高さの限度 90m⑤		その他-2 高さの限度 20m⑥
	中層部-1 高さの限度 60m④		その他-3 高さの限度 5m⑥
	中層部-2 高さの限度 50m⑥		
高さの限度は○数字に示す地盤面からの高さとする。			
①	T.P. 31m	②	T.P. 16m
③	T.P. 20m	④	T.P. 21m
⑤	T.P. 15m	⑥	T.P. 30m

注) 壁面の位置の限度について、立体広場、歩行者通路、連結側道沿いの歩行者デッキ、駅前プラザ及び駅施設（地下鉄出入口の部分）についてはこの限りではない。